

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>1 狩猟免許試験等に係る規制緩和</b>								
06401	兵庫県	狩猟免許試験における試験項目の一部免除	シカによる農作物被害が増加しており、狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっていることから、銃砲所持許可を有する者が、試験項目の一部免除により、狩猟免許試験を受験する。	銃砲所持許可の検定項目と狩猟免許試験の試験項目については、「銃器の点検、分解及び結合」「弾の装填及び脱包」が重複。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条第1項	銃砲所持許可を有する者については、狩猟免許試験の試験項目のうち銃砲所持許可の検定項目と重複する「銃器の点検、分解及び結合」等の基本操作を免除すること。	環境省	<p>○鳥獣法に基づく狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における銃器の基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)を始めとする一連の試験項目は、鳥獣法に基づいて、野外で安全に銃猟をする際の、基本的かつ極めて重要な技術です。</p> <p>○また、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験における基本操作を免除することは、基本操作部分における減点はないものとみなすこととなり、減点方式の技能試験において、試験項目が減ることは狩猟免許(第1種銃猟免許)試験で審査していた安全管理上の基準を緩和させることとなります。現実には、銃所持許可を有している者であっても、狩猟免許試験において、銃の操作が確実にないことなどを理由に不合格となるものは存在しており、銃所持許可者が「出猟した現場」を想定した基本操作を当然習得し、狩猟免許を所持するに足る技量を有しているとだちに判断することはできません。</p> <p>○さらに、平成35年までにニホンジカ・イノシシの個体数の半減を目指すこととした「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年、環境省・農林水産省)等の実現に向け、鳥獣の捕獲をより一層推進していく必要がある中で、事故の未然防止とさらなる安全確保の強化が求められています。</p> <p>○以上のことから、ご提案のような試験の一部免除を図ることは適当ではありません。</p> <p>○また、狩猟免許(第1種銃猟免許)試験の技能試験の所要時間は1人30分程度で、そのうち銃器の点検・分解結合、装填、脱包に係る試験に要する時間は10分程度であることから、当該試験による負担が多大であるとは認められず、狩猟者の確保に資するとは考えにくいです。</p> <p>○なお、本提案については、構造改革特区などで過去7年10回にわたり全く同様の提案があったところ、具体的な支障事例が示されず提案の実現には至っていません。具体的な支障事例がある場合にはその支障や一部免除による効果などを定量的なデータとともに示して下さい。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
09201	一般社団法人 新経済連盟	狩猟の容易化	狩銃所持許可、狩猟免許取得の弾力化	現在、狩銃所持許可を得、狩猟免許を取得するには、何段階もの極めて厳しいプロセスを経なければならぬ。これが、海外から日本に狩猟のために来ようとする外国人にとって大きなハードルとなっており、また日本人のハンター数増加を抑え鳥獣被害を拡大させる一因ともなっている。	銃砲刀剣類所持等取締法 狩猟法	特区内において、狩銃所持に係る初心者研修の開催数増加、狩猟免許試験の開催数増加、提出書類の簡素化、英語での申請・受講等の可能化等、狩銃所持許可・狩猟免許を得やすくするような、でき得る限りの方策をとる。	警察庁 環境省	狩猟に関する事務は自治事務に属するものであり、狩猟免許試験の開催数は都道府県の判断で増やすことが可能です。環境省では、狩猟免許を得やすくする観点を含めて、地方自治法に基づく技術的助言として、都道府県に対して、「狩猟免許試験は、法第55条第1項の規定による登録の手続、狩猟期間等を考慮して実施し、会場については申請者の利便性を考慮してできるだけ分散させるとともに、複数開催や休日開催等に努めるものとする」という内容の助言をしています。 狩猟免許試験の申請に当たっては、必要事項を記載した申請書、写真の他、銃刀法に基づく銃所持許可を受けている場合は銃所持許可証の写しを、同許可を受けていない場合は欠格事由に該当しない旨の医師の診断書を、それぞれ提出するものと規定されていますが、いずれも狩猟免許試験の受験資格等を確認するために必要な書類と考えています。 また、都道府県の判断で狩猟免許試験に係る英語での申請・受講を受け入れている事例もあり、狩猟免許試験に係る英語での申請・受講に関する規制はありません。
'02801	新見市	小型の箱ワナの 使用条件の緩和	小型の箱ワナに関しては、狩猟免許を不要とする。 現在、狩猟期については個人の所有する農地林地では囲い罠を利用したの狩猟をすることが可能であるが囲い罠であるため、捕獲できる動物は鹿やイノシシに限られる。 ヌートリア、アナグマ等を対象としたホームセンター等で誰でも購入可能な小型の箱ワナであれば、安全に設置することができる。 また予想される錯誤捕獲獣も犬猫であるため、放獣も容易にできる。	狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許(以下「狩猟免許」という。)を受けなければならない。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第39条	小型の箱ワナを使用するの小動物の捕獲に関しては、市町村が行う講習を受けた場合に限り有害許可、狩猟免許を不要とする。	環境省	小型の箱ワナを用いた小型獣の捕獲において、狩猟免許又は捕獲許可により捕獲者の資質や捕獲行為の内容等について担保・確認しない場合、希少な鳥獣や飼育されている犬猫等の錯誤捕獲や、捕獲された鳥獣による咬傷等の事故が発生し、鳥獣の保護や狩猟の適正化に支障を及ぼすおそれがあることから、引き続き、狩猟で行う場合は狩猟免許を、それ以外であれば捕獲許可を取得していただく必要があると考えています。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>2 処理済み産業廃棄物の用途制限の緩和</b>								
00401	個人	竹林バイオ発電所付き大規模ハウス	<p>須崎市、構造改革特区、地域再生事業では、竹林バイオ発電付大規模ハウス農地を、林地開発と併合して、鉄鋼スラグ製品販売商品と、各種建設現場から発生する建設土砂、及びリサイクル済の、コンクリートがれき、を混合埋立により、竹林造林、管理型によるバイオ発電余熱による、大規模ハウス農地の経営を指向しております。</p> <p>具体的には、県外から船で須崎港に入出入りしている船舶を利用して、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業により、須崎港バースに荷物を降し、須崎市地区に地元ダンプで片道7kmを陸送し埋立等の工事を進めると共に、砂防及び調整池等の建設により、水質を保全し環境に配慮し、地元最優先を基本として林地開発をしていきます。</p> <p>また、竹林を国の重要エネルギー政策に取り込み、化石燃料の代替として、段階的に取組み、地方の否かと都会をエネルギー政策で繋ぐ。</p> <p>また、全国に散布している、竹林、放棄荒廃農地、等を竹林の造林と管理で、自然災害の防災を果たし、木質の1.2倍火力の余熱でハウス農家の、輸入燃料の削減を図り、本体電力は売電とし、1年周知で親竹となる竹を、稲作の代替にすれば、基礎素材型産業になり地場産業の活性化に繋がり、環境に配慮した、循環型の環境エネルギー提供で、ハウス農家に安定した、経営組織ができる。</p> <p>本市も、財政難、人口減少傾向にあり、今後は、天然の良港に恵まれた須崎港を一層活用し、大企業での社会貢献にあやかり、国、地方自治体において、特例等の指導を頂き、須崎市の発展に資することを目的とし上記を選定する。</p> <p>なお、今までの取組としては、開発地主の同意書、地元9部落長8名と公民館で集会和地元JA組合長談話、全国の竹林は野放し状態であり管理すれば社会貢献になる、JAハウスは堤防2m下にあり、南海津波がくれば全滅する、高台に少しでも移転し、被害現象を図りたい、会合の中で話はしていく、とのことでした。</p>	リサイクル等の処理を経たものであっても、産業廃棄物に該当する場合、廃棄物処理法の制限がかかる。	廃棄物処理法 第2条第4項 同法 第11条	リサイクル等の処理を経たものであれば、埋立等の用途に活用することを可能とする。	環境省	<p>廃棄物は、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要です。</p> <p>本件のように、リサイクル等の処理を経たものであっても、他人に有償売却できない性状のものなど廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下、廃棄物処理法という。)上の廃棄物に該当するものもあり、中には有害物質を含むものなど生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがある廃棄物が存在する可能性があります。</p> <p>そのため、リサイクル等の処理を経たものであっても、その性状等に応じて廃棄物の該当性を判断する必要があります。</p> <p>廃棄物による土地の造成は、廃棄物処理法上の埋立処分該当するため、処理基準に従い処分を行わなければならないこととなっています。</p> <p>なお、当該リサイクル等の処理を経たものが、廃棄物に該当しなければ、廃棄物処理法は適用されません。廃棄物該当性に係る判断は、法制度上、都道府県等が個別の事案ごとに判断することとなっておりますので、まずはお近くの都道府県の廃棄物担当部局に御相談ください。</p>

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>3 国立公園における建物増改築等の許可基準の特例</b>								
05401	兵庫県 神戸市 (共同提案)	地方自治体による国立公園内の行為の許可基準に係る特例の設定	瀬戸内海国立公園六甲地域は関西屈指の避暑地であるが、景気低迷や宿泊ニーズの変化等により、既存の保養所等が閉鎖し荒廃が進むことによる景観の悪化や環境破壊が懸念される。 自然公園法の規制が地域の実情に必ずしも合っており、企業等の建替や売却が進みにくい要因の一つとなっていることから、既存の建物の改築について、現地に精通した都道府県知事又は政令市の市長が、地域独自の許可基準を設定して許可する。	国立公園の特別地域内において建物の増改築等を行う場合は、環境大臣の許可が必要。（環境大臣は、自然的・社会経済的条件から判断して、当該許可基準の特例を定めることができる。）	・自然公園法第20条第3項 ・自然公園法施行規則第11条第36項	都道府県知事又は政令市の市長が、特例を定めて許可することを可能とすること。（環境審議会等の意見を聴いた上で、自然的・社会経済的条件から判断して、国立公園の第2種特別地域における建物の増改築等の許可基準（高さ13m以下や建築面積2,000㎡以下等）の特例を定め、当該特例に基づき許可する。）	環境省	<p>○国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものです。</p> <p>○上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&amp;バランスを確保するシステムが必要です。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準です。</p> <p>○自然公園法施行規則第11条第36項における許可基準の特例制度は、国が一義的に保護管理の責任を負う国立公園においては、環境大臣が、自然的・社会経済的条件から判断して規則第11条各項に規定する許可基準の全部又は一部を適用することが適当でない認められる場合に自らが指定した特別地域のその指定の趣旨も勘案しつつ、極めて限定的に、全国的見地から、当該許可基準の特例を設ける地域及び当該特例の内容を定めるべきものです。</p> <p>○開発推進の役割や権限を持っている地方自治体に許可基準の特例を定める権限及び許可権限を移譲することは、国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&amp;バランスを確保することが実体上出来なくなることとなり、国立公園は国が保護するという国際標準から大きく逸脱することとなってしまいます。</p> <p>○以上より、本提案については受け入れられません。</p> <p>○なお、現行制度においても、自然的・社会経済的条件から判断して環境大臣が許可基準の特例を設けることは可能であり、その検討においては従来より当該地区に関する自治体の意見を踏まえることとしています。瀬戸内海国立公園六甲地域においても、現地に駐在する神戸自然保護官を通じて現状における課題を提案団体と共有し、六甲地域の望ましい姿について検討して参ります。</p>